

(様式第 2-12 号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

益子町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧田野村地域

(1) 現況

本地域は、益子町の南に位置し、小貝川と支流のぐみ川の周囲に広がる水田地帯と八溝系森林及び裾に開けた傾斜地の畑地帯からなる。水田地帯については、ほ場整備が完了しており、水稻・麦・大豆による土地利用型農業や、いちごなど施設園芸が盛んに行われている。畑地帯については、麦やそばの作付けが主であるが、現在ほ場整備が進められており、今後は露地野菜を中心にたばこ跡作としての新規作物の導入や土地利用型作物の規模拡大など、効率的な農地利用を進めていく。

また、専業農家は少なく農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、兼業農家及び非農家の割合が多く、田畑の維持管理が難しくなっている。

さらに、環境問題に対する町民の関心が高まる中で、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧益子町地域

(1) 現況

本地域は、益子町中央部の都市計画用途区域に隣接した農地と、小貝川、大羽川流域の水田地帯及び東部の八溝山系の裾に広がる畑地帯からなる。

水田地帯は、小貝川、大羽川流域についてはほ場整備が完了しており、区画の大型化が図られている。また、畑地帯については、葉たばこの生産が減少する中、露地野菜等の生産の農地として利用を進めるとともに、果樹等による観光産業としての農地利用を進めている。

しかし、専業農家は少なく農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、兼業農家及び非農家の割合が多く、田畑の維持管理が難しくなっている。

さらに、環境問題に対する町民の関心が高まる中で、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧七井村地域

(1) 現況

本地域は、益子町の北に位置し、小貝川、小宅川、及び大羽川流域の水田地帯と穏やかな丘陵地の畑地帯からなる。水田地帯については、ほ場整備が完了しており、農地の利用集積を進めながら水稻、麦、大豆など、土地利用型農業による農地利用を促進する。畑地帯については、露地野菜やそばの生産に加え、りんご、なし、ぶどう等樹園地による農地利用を図っている。

しかし、専業農家は少なく農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、兼業農家及び非農家の割合が多く、田畑の維持管理が難しくなっている。

さらに、環境問題に対する町民の関心が高まる中で、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧田野村地域	法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業
②	旧益子町地域	法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業
③	旧七井村地域	法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 推進体制の整備に関する事項

法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 3 号を推進するにあたり、多様な主体が地域毎の特質を踏まえ農業者団体等が適切に実施できるよう支援を行うこととする。なお、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するにあたっては、平成 26 年 8 月に設立した益子町農地水多面的機能保全推進協議会で、農業者団体が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。

2. 関係者間における連携の確保に関する事項

町は、法第 3 条第 3 項第各号に掲げる事業を推進するにあたり、公的機関や農業関係者だけではなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に、関係者での情報共有と効果的な推進が行われるように努める。